



### 市県民税・所得税

## 申告の受け付けが始まります

問い合わせ **課税課** ☎ 0287(62)7121  
**総務課** ☎ 0287(37)5101  
**総務福祉課** ☎ 0287(32)2910  
**大田原税務署** ☎ 0287(22)3115

# 2月16日(木)～3月15日(水)

土・日曜を除く

受付時間：午前8時30分～11時  
午後1時～4時

#### 申告は指定日に指定会場で

- なるべく日程表に定められた日に来てください  
※有畜農家や農業所得者は、個別に通知した日時を参照。
- 指定された日に都合がつかない場合は、他の日でも申告できますが、**課税課**や各支所の窓口で申告の受け付けはできません

#### 事前の準備をお忘れなく

- 医療費控除を受ける人は、**必ず領収書を「個人ごと」、「病院ごと」に計算してください**
- 営業、農業、不動産所得の申告をする人は、**必ず帳簿を整理し、収支内容をまとめてから来てください**
- 書類に不足があったり、準備が不十分な場合は、**申告の受け付けができません**

#### 時間に余裕を持って来庁を

- 申告会場は大変混雑します。混雑状況により長時間待ったり、午前中に来庁しても午後の受け付けになる場合があります
- 所得の種類や申告の内容により、受け付けの順番が前後することがあります

### 申告が必要な人

- (1) 平成28年中に事業収入(営業・農業、不動産収入(地代・家賃など)があった人
- (2) 給与収入があり、次に該当する人は問いません(給与と退職金以外の収入(金額は問いません)があった人
- 2カ所以上から給与を受けていて、年末調整に含まれない給与収入がある人
- 年末調整をしていない人
- 平成28年中に会社などを退職した人
- (3) 公共事業に伴う土地・建物の譲渡収入があった人
- (4) 上場株式特定口座での株式の譲渡があり、売却損失の損益通算や繰越控除する人
- (5) その他の収入があった人
- (6) 平成28年中に収入はないが次に該当する人
- 20歳以上の国民健康保険加入者とその世帯主、65歳以上の介護保険加入者
- 所得証明書や所得・課税証明書が必要な人
- 年金や児童手当に関する申請をする人
- (7) 収入が遺族年金、障害者年金のみで(6)に該当する人

### 申告が必要ない人

- (1) 収入が年末調整をした給与のみの人
- (2) 収入が公的年金のみで、その金額が次に該当する人
- 65歳未満の人：98万円以下
- 65歳以上の人：148万円以下
- ※年齢は平成28年12月31日現在。
- (3) 雑損控除(東日本大震災など)の申告をする人
- (4) 増改築やリフォームで住宅借入金等特別控除の適用を受ける人
- (5) 公共事業以外の土地・建物の譲渡所得がある人
- (6) 先物取引、未公開株の譲渡所得がある人
- (7) 山林所得、総合譲渡所得がある人
- (8) 平成28年分より前の年分の申告をする人

### 税務署で申告する人 (市役所では受け付け不可)

- (1) 平成29年1月1日に本市に住所がない人
- (2) 青色申告をする人
- (3) 雑損控除(東日本大震災など)の申告をする人
- (4) 増改築やリフォームで住宅借入金等特別控除の適用を受ける人
- (5) 公共事業以外の土地・建物の譲渡所得がある人
- (6) 先物取引、未公開株の譲渡所得がある人
- (7) 山林所得、総合譲渡所得がある人
- (8) 平成28年分より前の年分の申告をする人

| 西那須野地区<br>会場：100会議室 |                    |                     | 塩原地区<br>会場：ハロープラザ第2・3会議室 2月16日(木)～28日(火)<br>会場：1～3会議室 3月2日(木)～10日(金) |  |      |            |                  |
|---------------------|--------------------|---------------------|--|--|------|------------|------------------|
| 月日                  | 対象地区               |                     | 月日   | 会場   | 対象地区 |            |                  |
| 2月                  | 16 木               | 一区町                 | 2月   | ハロープラザ                                     | 16 木 | 下田野、遅野沢、臺沼 |                  |
|                     | 17 金               | 二区町                 |  |  | 17 金 | 宇都野、高阿津    |                  |
|                     | 20 月               | 三区町                 |  |  | 20 月 | 上横林、横林、接骨木 |                  |
|                     | 21 火               | 四区町、千本松             |  |  | 21 火 | 関谷         | 旭町、上町、日の出        |
|                     | 22 水               | 上赤田、北赤田、東赤田、南赤田、西赤田 |  |  |      |            | 元町、京町、上の内        |
|                     | 23 木               | 太夫塚1丁目～6丁目          |  |  | 23 木 | 23 木       | 金沢、折戸            |
|                     | 24 金               | 南郷屋1丁目～5丁目          |  |  | 24 金 |            |                  |
|                     | 27 月               | 新南、睦、高柳、西富山         |  |  | 27 月 | 27 月       | 会場移動日(受け付けていません) |
| 28 火                | 西三島1丁目～7丁目         | 28 火                | 28 火   | 中塩原、上塩原                                    |      |            |                  |
| 3月                  | 1 水                | 三島1丁目～5丁目           |  |  | 3月   | 塩原支所       | 1 水              |
|                     | 2 木                | 東三島1丁目～6丁目          | 2 木  | 指定日に来られなかった人                               |      |            |                  |
|                     | 3 金                | 井口、西遅沢、東遅沢、関根、東関根   | 3 金  | 申告の受け付けをしていませんので、<br>黒磯地区・西那須野地区の会場に来てください |      |            |                  |
|                     | 6 月                | 槻沢、石林               | 6 月  |  |      |            |                  |
|                     | 7 火                | 下永田1丁目～4丁目          | 7 火  |  |      |            |                  |
|                     | 8 水                | 下永田5丁目～8丁目          | 8 水  |  |      |            |                  |
|                     | 9 木                | 緑1丁目、緑2丁目           | 9 木  |  |      |            |                  |
|                     | 10 金               | 二つ室、北二つ室            | 10 金   |  |      |            |                  |
| 13 月                | 永田町、扇町、あたご町、西栄町、東町 | 13 月                |  |  |      |            |                  |
| 14 火                | 西大和、西原町、五軒町        | 14 火                |  |  |      |            |                  |
| 15 水                | 南町、西幸町、西朝日町        | 15 水                |  |  |      |            |                  |

| 黒磯地区<br>会場：1大会議室(201・202会議室) |   |        |   |
|------------------------------|---|--------|---|
| 月日                           | 対象地区  |        |   |
| 2月                           | 16 木  | 鍋掛地区   | 越堀、寺子、鍋掛、野間   |
|                              | 17 金  |        |   |
|                              | 20 月  | 東那須野地区 | 大原間、東小屋、山中新田、上大塚新田、佐野、三本木、木曾畑中、沼野田和、下中野、島方、上中野、笹沼、北和田、波立、中内、鹿野崎、無栗屋、上郷屋、唐杉、塩野崎、北弥六、前弥六、沓掛、塩野崎新田、大原間西一丁目・二丁目、方京一丁目～三丁目、前弥六南町、沓掛一丁目～三丁目 |
|                              | 21 火  |        |   |
|                              | 22 水  |        |   |
|                              | 23 木  |        |   |
|                              | 24 金  | 高林地区   | 高林、箕輪、洞島、箭坪、木綿畑、湯宮、嶋内、百村、油井、亀山、細竹、西岩崎、板室、戸田、青木  |
|                              | 27 月  | 27 月   | 本郷町、新朝日、宮町、本町、黒磯幸町、錦町、住吉町、豊町、中央町、高砂町、弥生町、橋本町、桜町、材木町、大黒町、若葉町、東大和町、末広町  |
| 28 火                         |   |        |   |
| 3月                           | 1 水   | 黒磯地区   | 共墾社一丁目、共墾社、下厚崎、上厚崎、埼玉、渡辺、豊浦中町、豊浦町、清住町、新緑町、松浦町、豊浦南町、春日町  |
|                              | 2 木   |        |   |
|                              | 3 金   |        |   |
|                              | 6 月   |        |   |
|                              | 7 火   |        |   |
|                              | 8 水   |        |   |
|                              | 9 木   |        |   |
|                              | 10 金  |        |   |
| 13 月                         | 鳥野目、小結、東原、阿波町、新町、西新町、豊住町、並木町、若草町、豊浦北町、美原町、北栄町 |        |   |
| 14 火                         | 東栄一丁目・二丁目、黒磯、豊浦、安藤町、原町、東豊浦                    |        |   |
| 15 水                         |   |        |   |

**大田原税務署の  
確定申告会場**

所得税・個人消費税・贈与税が対象  
▶とき 2月16日(木)～3月15日(水)  
・受付時間 午前8時30分～  
・相談時間 午前9時～午後5時  
▶ところ 大田原税務署別館  
(大田原市紫塚1-5-54)  
※土・日曜を除く。  
※申告書の作成に時間がかかるため、午後2時までにお越しください。混雑時は受け付けを早めに締め切ることがあります。

▶問い合わせ  
**大田原税務署** ☎0287(22)3115